

論 点 (案)

1. 今後の福祉ニーズを踏まえて、住民の立場から見て「目指すべき地域」とはどのようなものか。

- ・人口構造の変化（人口減少・高齢化）、働き方の変化（非正規の増加、共働き世帯の増加）、家族の変化（核家族化（独居化）、一人親世帯の増加）、地域のつながりの希薄化等により、家族、地域内の支え合いが弱まり、また、世帯単位で複数分野の課題を抱えるなど、複合化・複雑化した課題を持つ世帯が増えている。
- ・各制度においては、地域包括ケアシステムの構築、障害者の地域生活支援、地域子ども子育て支援、難病・がん患者の地域生活支援等、施設におけるサービスよりも地域の暮らしの中における支援のニーズが高まっている。
- ・これらの現状を踏まえ、高齢・障害・疾病・子育て・生活困窮といった脆弱性や生きづらさ、課題を抱える方も、
 - 支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、誰もが地域に居場所や役割があり、
 - 課題を持っていても誰かに相談でき、又は、誰かが手をさしのべてくれる
 - 多様な価値観が尊重され、過度に干渉したり、疎外されない地域を目指すべきではないか。

2. なぜ「小中学校校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」が必要なのか。

- ・対象に関わらない家庭全体の課題は、住民に近い地域であるから発見できるのではないか。
- ・居場所や役割を持つ場所は、地域の中で、住民や様々な資源と協働してこそ作っていけるものではないか。
- ・個人の課題を「他人事」とせず、「我が事」として受け止める機運を醸成するためには、子どもたちからの福祉教育や住民が社会福祉を学ぶ機会を作ったり、住民も一緒になって課題解決を図るプロセスが必要ではないか。
- ・孤独や孤立の解消は地域との関わりを持つ事で実現されるのではないか。
- ・災害時にも地域の支え合いは不可欠なのではないか。

3. 「目指すべき地域」のために、地域においてどのような機能が必要か。

- ・ 以下のような機能を有する場が住民に身近な地域に必要なのではないかな。
 - 高齢・障害・子育て・生活困窮・孤立・孤独・健康・就労など、その人や家庭が持つ相談ごとを何でも受け止める
 - 自ら窓口足を運ばなくても問題を把握してくれる
 - 制度を活用するだけでなく、「制度のはざま」の課題に対しても、地域住民や地域の様々な資源と協働して、課題の解決を図ることができる
 - 個々人に対する支援が地域の課題解決の経験として蓄積され、同じ課題を持つ人を支えられる地域づくりに還元される
 - 地域全体を見る視野を持ち、他分野と協働して地域づくりにもつなげていける
- ・ このような機能を誰が担うか。求められる資質は何か。
- ・ このような機能を支えるためには、各分野の相談支援機関が連携して対応する包括的な相談支援体制が必要なのではないかな。
- ☆ 生活支援コーディネーターとの関係に留意が必要

4. 多機関の協働による包括的支援体制をどのように作っていくか。

- ・多機関が協働する必要性、協働するために必要となること
- ・協働の中心となる役割をいずれの機関が担うか

※平成28年度より実施している「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」では、機関を限定せず、「相談支援包括化推進員」の設置を求めている。26 実施自治体中、生活困窮自立支援機関が6カ所、地域包括支援センターが6カ所、社会福祉協議会が9カ所、行政が5カ所となっている。

- ・自治体の組織体制としても、高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野が連携できる体制を作っていく必要があるのではないか。

5. 地域において課題を解決するための取組の一環として「寄附文化の醸成」をどのように考えるべきか。

- ・ 共同募金の活性化（寄附が地域のために使われていることが実感できる仕組の普及）
- ・ その他、寄附や募金等を集める様々な手法の普及

6. 地域課題の解決力強化と総合的な相談支援体制づくりを全国展開するうえで留意すべきこと等は何か。

- ・ 地域力強化のための法令や財源（現在はモデル事業（一部平成 29 年度概算要求中）で行っている）の在り方
- ・ 地域福祉計画の策定や進行管理の在り方
- ・ 守秘義務など住民を支援する際の個人情報の保護についての整理